

障害者雇用促進企業等からの物品調達に関する優遇制度について(案内)

鹿児島県では、物品の購入等について、障害者を積極的に雇用している事業者(障害者雇用促進企業という。)と障害者就労施設等から積極的に物品等を調達している事業者(障害者就労施設等支援企業という。)を優遇する制度を設けています。

優遇措置を受けるためには、県への登録が必要です。今年も7月(1日～31日)に登録申請の受付を行います。

詳しくは、県管財課調達係までお問い合わせください。

1 障害者雇用促進企業等の登録について

(1) 障害者雇用促進企業等の登録要件

次のア～ウの全ての要件を満たし、更に(2)又は(3)のいずれかの要件を満たす事業者であること。

ア 鹿児島県の物品の購入等に係る競争入札参加資格を有すること。

イ 鹿児島県内に本店又は支店・営業所等を有すること。

ウ 中小企業者であること。

※ 中小企業者とは、下記の表で業種ごとに定められた「資本額・出資総額」又は「常用従業員数」のいずれかを満たす事業者。

中小企業者の範囲(中小企業基本法第2条)

業 種	資本額・出資総額	常用従業員数
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
製造業, 建設業, 運輸業, その他の業種	3億円以下	300人以下

(2) 障害者雇用促進企業

県内の事業所で常時雇用する障害者の数が、常時雇用している労働者の数の合計の100分の2.5以上である事業者。

雇用する障害者数の目安

従業員数	1～40人	41～80人	81～120人	121～160人	161～200人
雇用障害者数	1人以上	2人以上	3人以上	4人以上	5人以上

※ 障害者雇用率の算定については、別紙1を参照

(3) 障害者就労施設等支援企業

県内の障害者就労施設等から、直近の1事業年度に30万円以上の物品の購入やサービスの提供を受けた事業者。

「障害者就労施設等」とは、具体的には以下のものをいいます。

ア 障害者支援施設(生活介護, 就労移行支援, 就労継続支援を行う入所施設)

イ 地域活動支援センター

ウ 生活介護事業所

エ 就労移行支援事業所

オ 就労継続支援事業所(A型・B型)

カ 小規模作業所(国・地方公共団体から費用の助成を受けている施設に限る。)

キ 特例子会社(障害者の雇用の促進等に関する法律第44条に基づき、一定の要件を満たした上で厚生労働大臣の認可を受けて障害者雇用率の算定において親会社の一事業所と見なされる子会社)

ク 重度障害者多数雇用事業所(次の要件をすべて満たす事業所)

(ア) 障害者の雇用者数が5人以上

(イ) 障害者の割合が従業員の20%以上

(ウ) 雇用障害者に占める重度身体障害者, 知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上

ケ 在宅就業障害者

コ 在宅就業支援団体

※ サービスの提供とは、印刷物等の折込や清掃などの作業の委託。

2 優遇措置の内容

県では、物品を調達しようとするときは、次の(1)~(3)に努めるものとして、障害者雇用促進企業等を優遇する措置を講じています。

- (1) 指名競争入札において、障害者雇用促進企業を1人以上含めて指名するよう努める。
- (2) 随意契約において、2人以上から見積書を徴取する場合には、障害者雇用促進企業又は障害者就労施設等支援企業を1人以上含めて見積依頼するよう努める。
- (3) 随意契約において、見積書の徴取を省略できる場合には、障害者雇用促進企業又は障害者就労施設等支援企業を優先して選定するよう努める。

3 登録申請受付及び有効期間

- (1) 申請書受付期間
令和6年7月1日(月)~令和6年7月31日(水)
(県の休日を除くが、郵送の場合当日消印有効)
- (2) 登録有効期間
令和6年10月1日(火)~令和7年9月30日(火)

4 申請書について

下記のとおり所定の申請書様式が定められています。

- (1) 第1号様式「障害者雇用促進企業等登録申請書」
障害者雇用促進企業及び障害者就労施設等支援企業の登録の際、提出します。
- (2) 第2号様式「取引実績証明書」
上記(1)のうち、障害者就労施設等支援企業登録の場合、申請書に添付します。
- (3) 第3号様式「障害者雇用促進企業等辞退届」
上記登録を受けた事業者が登録要件に該当しなくなったとき、届け出ます。
様式については、県のホームページから出力していただくか、県管財課までご請求(郵便切手94円同封)ください。

5 登録の取消等について

- (1) 雇用している障害者の退職等により、障害者雇用促進企業等の要件を満たさなくなった場合には知事に届け出てください。
- (2) 虚偽、その他不正の手段により登録を受けたことが判明したときは、物品又は役務の調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱(平成15年鹿児島県告示第416号)に基づき、指名停止を行うこととなります。

6 申請書の提出及び問い合わせ先

- 鹿児島県出納局管財課調達係
〒890-8577
鹿児島市鴨池新町10番1号
TEL:099-286-3826(直通)
- 電子メールアドレス chotatu@pref.kagoshima.lg.jp
- 鹿児島県ホームページ
<http://www.pref.kagoshima.jp/ai02/kensei/nyusatu/buppin/top.html>

※1 申請は、電子メール又は直接持ち込まれるか郵送にてお願いします。

※2 申請に当たっては、障害のある方のプライバシーに十分配慮してください。

(別紙 1)

障害者雇用促進企業等登録申請書作成に係る留意事項

1 提出書類

「障害者」は、別紙 2「障害者の区分」の各区分に定める要件に該当する者としてします。

申請の際は、確認資料として、申請書と併せて次の書類を提出してください。

(1) 法定雇用義務のある事業者(常用労働者数40人以上)の場合

- ・ 障害者雇用状況報告書(事業者控)の写し(できる限り労働局の受付印のあるもの)

(2) 法定雇用義務のない事業者(常用労働者数40人未満)の場合

- ・ 障害者雇用促進企業等の物品調達優遇制度に係る雇用者(障害者)の労働時間表(別紙 4)
- ・ 身体障害者手帳,療育手帳(又は知的障害者判定機関の判定書),精神障害者保健福祉手帳の写し

2 常時雇用労働者について

(1) 「(短時間労働者以外の)常時雇用労働者」

1週間の労働時間が30時間以上であって、次の①から③のとおり、1年以上継続して雇用しているか、1年以上の雇用が見込まれる労働者をいいます。

- ① 雇用期間の定めのない労働者
- ② 一定期間(1ヶ月,6ヶ月等)を定めて雇用される者であっても、その雇用期間が反復更新されて、事実上①と同様の状態にあると認められる者
- ③ 日々雇用される者であっても、雇用契約が日々更新されて事実上①と同様の状態にあると認められる者

(2) 「短時間労働者」

原則として雇用保険の短時間労働被保険者となる方で、具体的には次の要件に該当することが必要です。

- ① 1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満であること。
- ② 1年以上引き続き雇用されることが見込まれること。

※1 「出向中」の労働者を出向元,出向先のいずれの事業主の労働者として取り扱うかについては、雇用保険の取扱いを行っている事業主の労働者として取り扱って差し支えありません。

※2 パートタイム労働者等については、雇用保険の被保険者として取り扱われているかどうかによって判断してください。

3 雇用障害者のカウント方法

以下の①~④に該当する労働者については、それぞれカウント方法が異なりますのでご注意ください。

- ① 重度障害及び精神障害者(特例)を除く1週間の所定労働時間が20時間以上

30時間未満の短時間労働者は実人員1人を「0.5人」として計算します。

②重度障害者の場合、常時雇用は実人員1人を「2人」、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の短時間雇用は実人員1人を「1人」、1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の特定短時間雇用（就労継続支援A型の利用者は除く）は実人員を「0.5人」として計算します。

③精神障害者である1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の短時間労働者のうち、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者は1人として計算します。（令和5年3月31日より特例措置）

④1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の特定短時間労働者（就労継続支援A型の利用者は除く）の精神障害者は実人員1人を「0.5人」として計算します。

	常用労働者		短時間労働者	
				特定短時間労働者
週所定労働者	30時間以上	20時間以上30時間未満	10時間以上20時間未満	
身体障害者・知的障害者	1人	0.5人	—	
	重度	2人	1人	0.5人
精神障害者	1人	1人		0.5人

※障害者ではない短時間労働者も1人当たりの雇用は0.5人と計算します。

4 障害者雇用率計算方法

「障害者雇用促進企業登録申請書」により、下記に留意し、計算してください。

(1) 常時雇用労働者総数（申請書様式中②欄）

総数＝常時雇用労働者数（③欄）＋短時間労働者数（④欄）×0.5

(2) 除外率（⑤欄）

「除外率」については、別紙3「除外率一覧表」に該当する業種がある場合には、その率を記入し、除外率を控除した労働者数を障害者雇用率算定の常時雇用労働者数（①欄）に記入します。該当する業種がない場合は「0」と記入してください。

なお、卸売・小売業については、除外率は適用されません。

(3) 障害者である常時雇用労働者総数（⑥欄）

総数＝常時雇用障害者数（⑧×2＋⑨）＋短時間雇用障害者数（⑪＋⑫×0.5＋⑬）

⑧欄：常時雇用である重度障害者の数を記入します。

⑨欄：常時雇用である重度以外の障害者（精神障害者含む）の数を記入します。

⑪欄：週所定労働時間20時間以上30時間未満の短時間労働者である重度障害者の数を記入します。

⑫欄：週所定労働時間20時間以上30時間未満の短時間労働者である重度及び特例措置適用の精神障害者の以外の数、所定労働時間10時間以上20時間未満の特定短時間労働者（就労継続支援A型の利用者は除く）である重度障害者、精神障害者を記入します。

⑬欄：週所定労働時間20時間以上30時間未満の短時間労働者である特例措置適用の精神障害者の数を記入します。

(別紙2)

障害者の区分

障害の区分	要件
身体障害者	原則として身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳の等級が1級から6級に該当する者
重 度	身体障害者のうち1級又は2級の者
知的障害者	<ul style="list-style-type: none">療育手帳の所持者児童相談所、知的障害者更生相談所により知的障害者と認定された者
重 度	<ul style="list-style-type: none">療育手帳で程度が「A1」、「A2」と判定されている者児童相談所、知的障害者更生相談所による療育手帳の「A1」、「A2」に相当する程度（特別障害者控除等を受けられる程度等）とする判定をもらっている者児童相談所、知的障害者更生相談所により「重度知的障害者」と判定された者
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳の所持者 ※ 公共職業安定所等から精神障害者として紹介を受け雇用した方（障害者雇用納付金制度に基づく助成金や特定求職者雇用開発助成金の受給対象者等）については、精神障害者として取扱いができる場合があります。

(別紙3)

除外率設定業種及び除外率一覧

(障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則附則第一条の三関係(別表第4)による)

除外率設定業種	除外率
非鉄金属製造業(非鉄金属第一次製錬・精製業を除く。) 船舶製造・修理業，船用機関製造業 航空運輸業 倉庫業 国内電気通信業(電気通信回線設備を設置して行うものに限る。)	百分の五
採石業，砂・砂利・玉石採取業 窯業原料用鉱物鉱業(耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る。) その他の鉱業 水運業	百分の十
非鉄金属第一次製錬・精製業 貨物運送取扱業(集配利用運送業を除く。)	百分の十五
建設業，鉄鋼業，道路貨物運送業，郵便業(信書便事業を含む。)	百分の二十
港湾運送業	百分の二十五
鉄道業，医療業，高等教育機関	百分の三十
林業(狩猟業を除く。)	百分の三十五
金属鉱業，児童福祉事業	百分の四十
特別支援学校(専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。)	百分の四十五
石炭・亜炭鉱業	百分の五十
道路旅客運送業，小学校	百分の五十五
幼稚園，幼保連携型認定こども園	百分の六十
船員等による船舶運航等の事業	百分の八十

備考：除外率設定業種欄に掲げる業種のうち非鉄金属製造業(非鉄金属第一次製錬・精製業を除く。)，国内電気通信業(電気通信回線設備を設置して行うものに限る。)，林業(狩猟業を除く。)，特別支援学校(専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。)及び船員等による船舶運航等の事業以外の業種は，日本標準産業分類(平成二十五年総務省告示第四百五号)において分類された業種区分によるものとする。

